

横浜市立生麦中学校教育振興会会則

第1章 名称と所在

第1条 (名称) 本会は横浜市立生麦中学校教育振興会と称する。

第2条 (所在) 本会の事務所は横浜市立生麦中学校内に置く。

第2章 目的

第3条 (目的) 本会は中学校教育に対する理解を高めこれを推進して、生徒の福祉を増進することを目的とし、これに必要な教育環境を整備充実するため次の各項に努力する。

- 1、学校と家庭及び社会における連絡を密にし、生徒の心身の健全な発達と生活指導について積極的に協力する。
- 2、保護者及び地域の成人教育を盛んにし、家庭及び社会の水準を高め、民主教育に対する理解を推進する。
- 3、学校の要請により設備教材等の充実について協力する。

第3章 運営上の方針

第4条 (活動方針) 本会は生麦中学校の教育を理解し、これに協力する民主団体として、次の方針によって活動する。

- 1、生徒の教育並びに福祉増進のために活動する他の団体及び機関と広く協力する。
- 2、本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制干渉をもうけない。
- 3、本会の名を使用し、又は役員の立場を選挙もしくは営利、宗教活動に利用してはならない。
- 4、本会は学校の管理や人事について干渉しない。

第4章 会 員

第5条 (会員) 本会の会員は次の通りである。会員はすべて平等の権利と義務とを有する。

- 1、保護者
- 2、教職員

第5章 会 計

第6条 (会費) 会員は会費として月額400円を納入するものとする。前条第1号の保護者は会費とは別に協力費として月額100円を納入するものとする。

第7条 (運営金) 本会は会費と協力費と自発的寄付金を以て運営する。

第8条 (会費の使途) 会費は本会の運営と教育活動に充てる。

第9条 (協力費の使途) 協力費は公費支弁のない施設の充実に充てる。

第10条 (予算) 予算は年度初めの総会の議決を経て確定する。

第11条 (会計年度) 本会の会計年度は4月1日にはじまり翌年3月31日に終る。

第12条 (決算) 年度決算は会計監査委員の監査を経て総会において承認を得る。

第6章 役員

第13条 (役員) 次の役員を置く。会計監査委員との兼任はできない。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 2名以上 (保護者)
- 3、会計 2名以上 (保護者1名以上、副校長)
- 4、書記 4名以上 (保護者2名以上、教職員2名)

第14条 (会計監査委員) 会計監査委員3名 (保護者) を置く。役員との兼任はできない。

第15条 (役員の任期) 1、役員の任期は4月1日より翌年3月31日までの1年間とし、新年度前の総会において選出する。ただし、再任を妨げない。
2、役員が任期途中で辞任をする場合は後任の役員を選出する。任期は前任者の期間とする。

第16条 (会計監査委員の任期) 1、役員の任期は4月1日より翌年3月31日までの1年間とし、新年度前の総会において選出する。ただし、再任を妨げない。
2、会計監査委員が任期途中で辞任をする場合は後任の会計監査委員を選出する。任期は前任者の期間とする。

第17条 (役員の仕事) 役員の仕事は次の通りである。

- 1、会長は本会を代表し、会務を総括する。総会及びすべての集会を召集し運営する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はその職務を代行する。
- 3、会計は会費の出納を掌り、総会が決定した予算に基き一切の会計事務を処理する。
- 4、書記は会議の議事を集録し、庶務を処理する。

第18条 (会計監査委員の仕事) 会計監査委員は当該年度の経理を監査し、その結果を総会に報告する。また、必要に応じ随時監査を行うことができる。

第19条 (兼務の禁止) 役員は指名委員を兼ねることができない。

また、役員及び運営委員は会計監査委員を兼ねることができない。

第20条 (顧問) 1、本会に顧問を置くことができる。
2、顧問は総会の承認を要する。

第7章 総会

第21条 (総会) 一 総会は全会員をもって構成される本会の最高議決機関である。

二 総会は次の諸事項を議決する。

- 1 役員を選出
- 2 予算承認
- 3 決算承認
- 4 会則の改正
- 5 その他重要案件

三 総会の成立は委任状を含め全会員数の過半数を超えるものとし、その議決は出席者の3分の2 (委任状含む) 以上の同意をもって成立と定める。

四 総会を欠席しようとする会員は総会に先立って委任状を提出しなければならない。

第22条 (定期総会及び臨時総会) 総会は定期と臨時の2種とし、定期総会は3月と5月、臨時総会は運営委員の承認を得て開催する。

第8章 役員会

第23条 (役員会の構成) 役員会の構成員は次の通りである。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 会計
- 4 書記
- 5 校長
- 6 副校長

第24条 (役員会の開催) 役員会は必要に応じて会長がこれを召集する。

第9章 運営委員会

第25条 (運営委員会の構成) 運営委員会は役員、常設委員会委員長及び副委員長、 学校長、副校長によって構成される。

第26条 (運営委員会の役割) 運営委員会は総会、役員会又は常設委員会の議事について協議する。

第27条 (運営委員会の開催) 運営委員会は月例に開催することを原則とし、会長がこれを召集する。

第28条 (運営委員会の公開) 運営委員会は公開する。

第29条 (運営委員会の議決) 運営委員会の議案の議決は構成員の過半数の同意をもって定める。

第10章 常設委員会

第30条 (活動内容) 常設委員会は部会ごとに目的達成のための事業を行う。

第31条 (委員会) 本会に次の委員会を置く。

- 1 校内委員会
- 2 広報委員会
- 3 校外委員会

第32条 (委員会の構成) 1 校内委員会は各学級より2名以上の校内委員を選出して構成するものとする。

2 広報委員会は各学級より1名以上の広報委員を選出して構成するものとする。

3 校外委員会は各町会から1名以上の校外委員を選出して構成するものとする。

第33条 (委員長の選出) 委員会ごとに委員長1名、副委員長若干名を選出する。ただし、校内委員会・広報委員会において、委員長は各委員会の第一回定例会で選出するものとし、校外委員会においては、全体会で選出するものとする。なお、常設委員会委員長及び副委員長は、運営委員として運営委員会に参画するものとする。

第34条 (教職員の参加) 委員会ごとに教職員若干名が分担参加する。

第35条 (任期) 常設委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第36条 (委員会の開催) 常設委員は会長がこれを委嘱する。

第11章 次期役員候補者指名委員会

第37条 (指名委員会) 指名委員会は運営委員会の委嘱を受け、役員及び会計監査委員の候補者を選考、指名して定期総会の承認を得る。

第38条 (指名委員会の構成) 指名委員会は各ブロック(生麦・岸谷・寺尾)より1名ずつ選出した地区代表を含む保護者及び教職員代表をもって構成するものとする。なお、役員は相談役として参加できるものとする。

第39条 (指名委員会の解散) 指名委員会は任務終了の時解散する。

第12章 会則の改正

第40条 (改正手続) この会則は総会において出席者の3分の2 (委任状を含む) 以上の同意をもって改正することができる。

振興会会則細則 (令和2年3月制定)

1 (会長選出の特例)

次期会長選出が困難な場合に限り、現会長が継続することができる。ただし、この取扱は2年までとする。

付則

この会則は昭和47年4月27日一部改正施行した。
この会則は昭和48年5月2日一部改正施行した。
この会則は昭和49年3月4日一部改正施行した。
この会則は昭和50年3月15日一部改正施行した。
この会則は昭和60年3月2日一部改正施行した。
この会則は昭和61年3月6日一部改正施行した。
この会則は平成元年3月4日一部改正施行した。
この会則は平成2年3月3日一部改正施行した。
この会則は平成7年3月4日一部改正施行した。
この会則は平成11年3月6日一部改正施行した。
この会則は平成13年3月3日一部改正施行した。
この会則は平成15年3月5日一部改正施行した。
この会則は平成16年3月5日一部改正施行した。
この会則は平成17年3月4日一部改正施行した。
この会則は平成19年5月11日一部改正施行した。
この会則は平成21年5月8日一部改正施行した。
この会則は平成22年5月7日一部改正施行した。
この会則は平成23年10月5日一部改正施行した。
この会則は平成25年2月28日一部改正施行した。